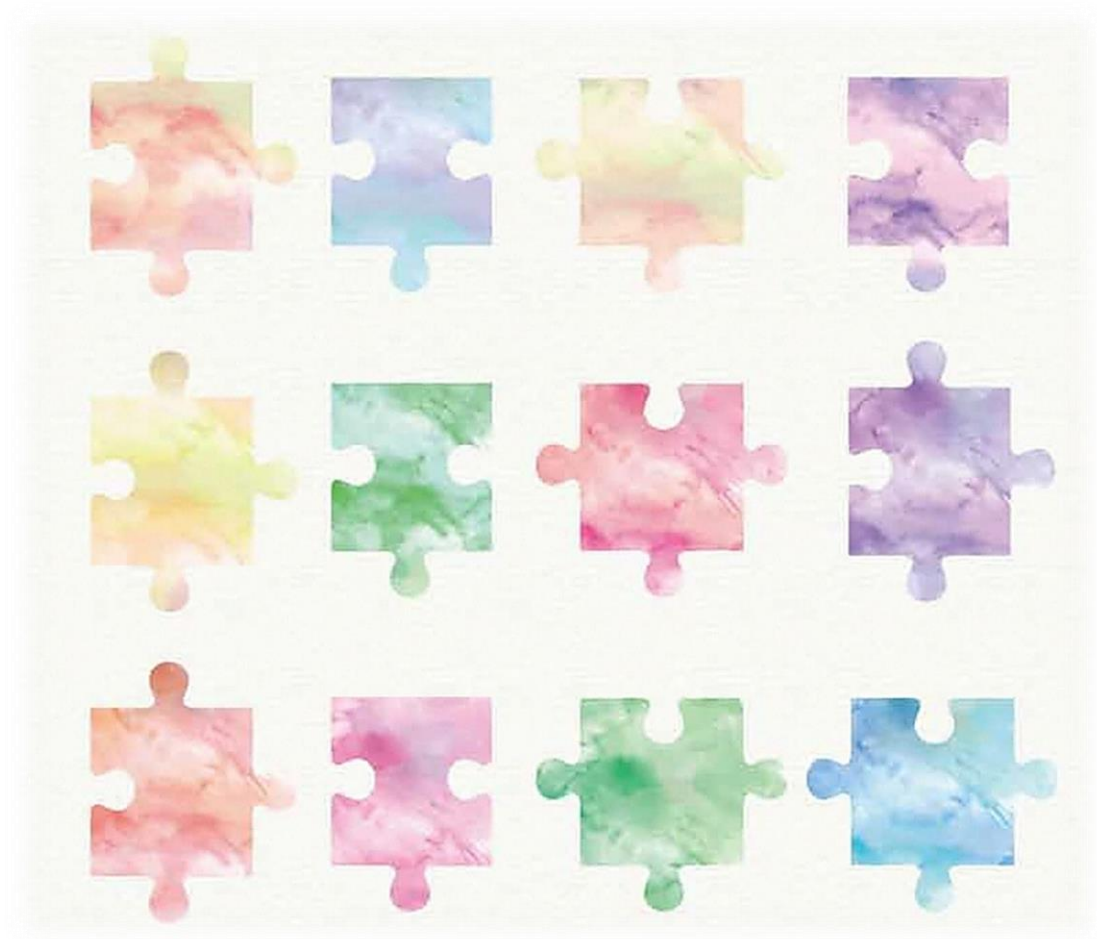


男女共同参画の推進に関する年次報告書

＜平成 2 9 年度推進施策の実施状況＞



はじめに

射水市では、射水市男女共同参画推進条例第 13 条に基づき、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況を公表することとしています。

本書では、「第2次射水市男女共同参画基本計画」に基づく平成29年度の取組や、指標・目標値の達成状況等を取りまとめました。

この報告書を通じて、市民の皆様に男女共同参画の現状や取組について理解を深めていただくとともに、女性も男性も全ての個人が、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現につなげていくことを目指しています。

目 次

第1章 射水市における男女共同参画の推進状況

1 射水市男女共同参画推進条例	1
2 第2次射水市男女共同参画基本計画	2
3 女性の公職参加状況	3
(1) 審議会等における女性委員の登用状況	
(2) 行政委員会における女性委員の登用状況	
(3) 法律に基づいて配置されている委員・相談員等における女性の登用状況	
(4) 市役所における女性管理職の登用状況	

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり	5
1 男女共同参画の理解と意識形成	
2 男女の人権の尊重	
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進	13
1 女性が活躍できる社会の環境づくり	
2 地域社会における男女共同参画の推進	
3 雇用や就労における男女平等の推進	
基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備	24
1 仕事と生活の調和のとれた社会の形成	
2 家庭生活と社会活動の両立支援	
3 生涯を通じた健康づくり	
第2次射水市男女共同参画基本計画に関する指標・目標一覧	42

参 考 資 料

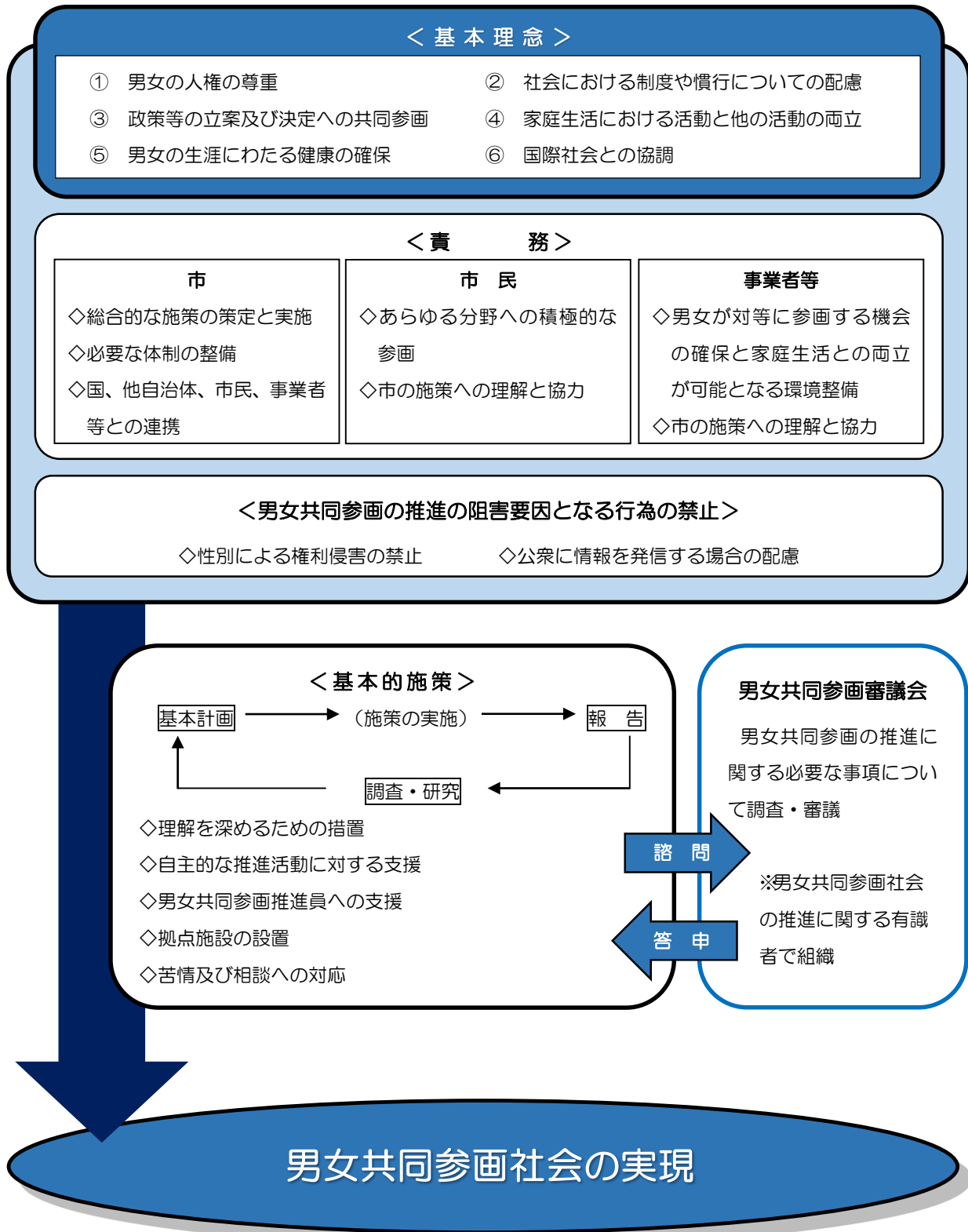
射水市男女共同参画推進条例	44
射水市男女共同参画審議会運営要綱	48
射水市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	49

1 射水市男女共同参画推進条例

男女共同参画社会の実現を目指し、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本事項を定める「射水市男女共同参画推進条例」を平成18年12月に公布しました。(平成19年4月1日施行)

< 条例の概要 >

※前文省略

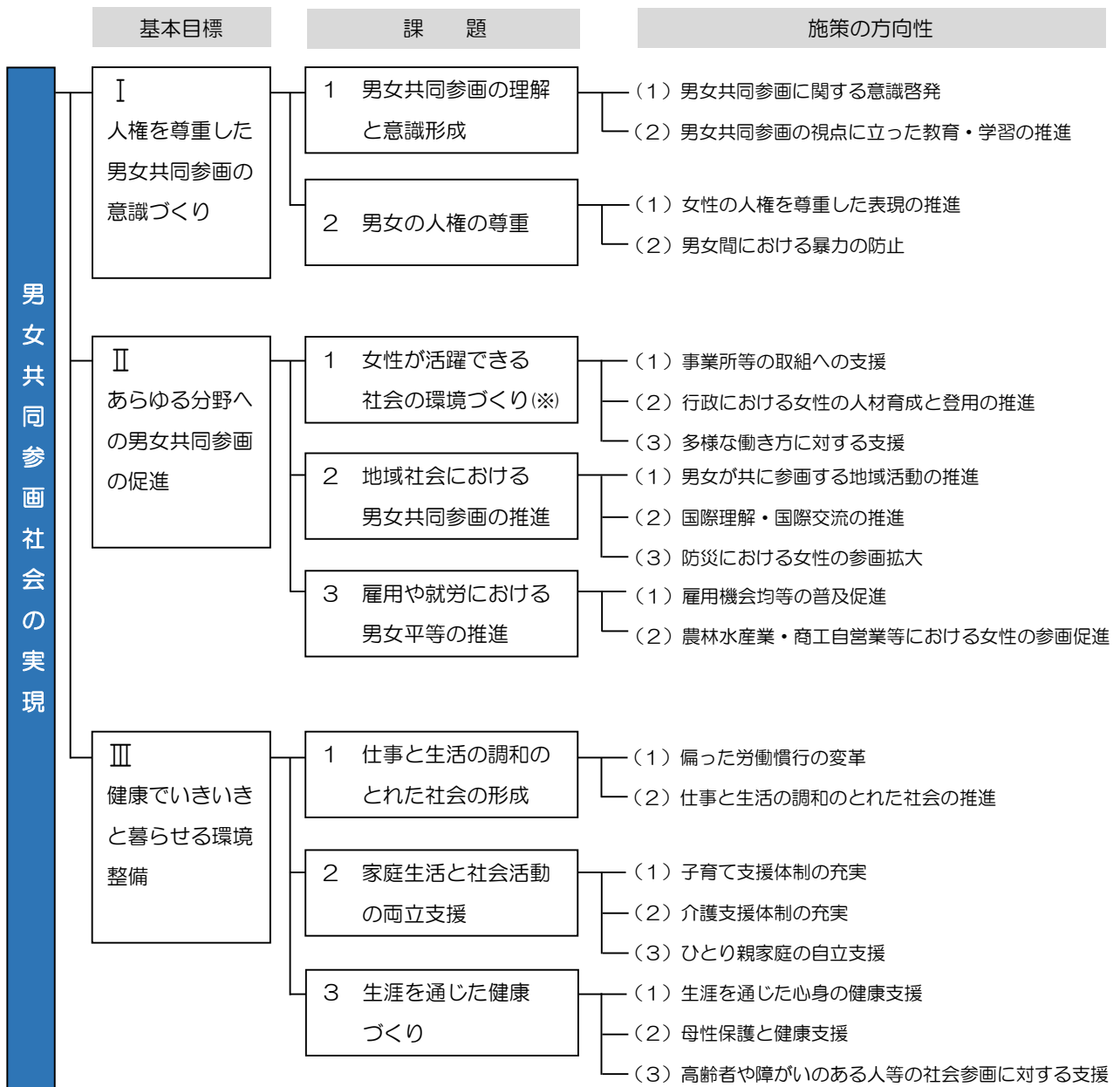


2 第2次射水市男女共同参画基本計画

少子高齢化が進行し、人口減少が本格化する中、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の実現は、社会の多様化と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要です。

国においては、女性があらゆる分野で活躍できるよう、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた組織は新たなステージに入りました。こうした状況の変化に的確に対応するため、従来の計画を見直し、平成29年3月に「第2次射水市男女共同参画基本計画」を策定しました。

<計画の体系>



※「女性活躍推進法」に定める推進計画

3 女性の公職参加状況

女性が男性とともに社会の対等なパートナーとして活躍できる社会を築くため、本市では政策方針決定の場（審議会、委員会等）への女性委員の登用や、女性の人材発掘に努めています。

(1) 審議会等における女性委員の登用状況

(単位：人、%)

審議会等設置根拠区分	欄	審議会等 数	うち、女性 委員がいる 審議会等数	総委員数	うち、 女性委員数	女性委員 の割合
1 法律に基づいて設置されている審議会等	a	14	13	213	48	22.5
2 条例に基づいて設置されている審議会等	b	16	15	146	55	37.7
地方自治法202条の3（附属機関） 小計（= a + b）	c	30	28	359	103	28.7
3 その他要綱に基づいて設置されている審議会等	d	21	19	249	86	34.5
計（= c + d）		51	47	608	189	31.1

(平成30年3月31日現在)

(2) 行政委員会における女性委員の登用状況（地方自治法180条の5に基づく委員会等）

(単位：人、%)

	名 称	委員数	うち女性委員数	女性委員の割合
1	教育委員会	5	3	60.0
2	選挙管理委員会	4	1	25.0
3	公平委員会	3	1	33.3
4	監査委員	3	0	0.0
5	農業委員会	25	2	8.0
6	固定資産評価審査委員会	5	0	0.0

(平成30年3月31日現在)

(3) 法律に基づいて配置されている委員・相談員等における女性の登用状況

(単位：人、%)

	委員・相談員名	総数	うち女性数	女性委員の割合
1	社会教育委員	10	3	30.0
2	民生委員・児童委員	217	114	52.5
3	身体障害者相談員（県委嘱）	22	10	45.5
4	母子・父子自立支援員	1	1	100.0
5	知的障害者相談員（県委嘱）	6	4	66.7

(平成30年3月31日現在)

第1章 射水市における男女共同参画の推進状況

(4) 市役所における女性管理職の登用状況

(単位:人、%)

区 分	職 員 数	う ち 女 性 管 理 職 総 数	女性比率	うち一般行政職		
				管 理 職 総 数	う ち 女 性 管 理 職	女性比率
管理職総数	121	28	23.1	60	3	5.0
うち病院	32	13	40.6	3	1	33.3
うち消防	14	0	0.0	0	0	0.0
部局長相当職数	29	3	10.3	9	0	0.0
うち病院	19	3	15.8	1	0	0.0
うち消防	1	0	0.0	0	0	0.0
次長相当職数	16	3	18.8	13	2	15.4
うち病院	2	2	100.0	1	1	100.0
うち消防	5	0	0.0	0	0	0.0
課長相当職数	76	22	28.9	38	1	2.6
うち病院	11	8	72.7	1	0	0.0
うち消防	8	0	0.0	0	0	0.0
職務上の地位別職員在職						
課長補佐相当職数	62	10	16.1	43	5	11.6
うち病院	5	3	60.0	2	1	50.0
うち消防	9	0	0.0	0	0	0.0
係長相当職数	190	91	47.9	91	26	28.6
うち病院	48	42	87.5	5	2	40.0
うち消防	21	0	0.0	1	0	0.0

(平成30年4月1日現在)

※「管理職」とは、本庁の課長及びこれに相当する職以上の職を指します。いわゆる「管理的業務」を行う職であっても、課長補佐級、係長級の者は除きます。

※「一般行政職」とは、研究職、医師職、医療技術職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職等の専門職以外の職員を指します。

<参 考>

市議会への女性の参画状況

項 目	定数 (名)	現在の議員数 (名)	うち女性議員数 (名)	女性議員の割合 (%)
市 議 会 議 員	22	22	2	9.1

(平成30年3月31日現在)

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

1 男女共同参画の理解と意識形成

(1) 男女共同参画に関する意識啓発

男女が共に性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会を目指して、男女共同参画に関する広報や啓発を図ります。

また、性別による固定的役割分担意識による制度、慣行を見直すことや男女共同参画に関する情報の収集と提供を図ります。

(単位：千円)

[illegible]

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
I-1-(1)-③ 男女共同参画週間における啓発活動を図ります。	地域振興・文化課	☐ 男女共同参画週間（毎年6月23日から同月29日までの1週間）の活用 ・射水市中央図書館において企画展示を実施した。 - 内容：男女共同参画社会、ワーク・ライフ・バランスの説明等 ・あいの風とやま鉄道小杉駅前で、男女共同参画推進委員と啓発チラシなどを配布した。 - 日時：平成29年6月23日（金）午前7時30分～ ・あいの風とやま鉄道駅前（北口）広告塔に啓発用看板を設置した。 - 期間：平成29年6月5日（月）から同月30日（金）まで	34
I-1-(1)-④ 性別による固定的な役割分担意識による制度や慣行を見直し、男女が対等な立場で意思決定や責任を担う意識啓発を図ります。	地域振興・文化課 人事課	☐ 男女共同参画巡回講座の開催 ・男女共同参画推進委員会による寸劇の上演、講師を招いての講演会の開催、健康体操教室の開催により、男女共同参画に関する意識啓発を図った。 再掲 I-1-(1)-② ☐ 射水市職員旧姓使用取扱要綱（平成19年4月1日施行）の普及 ・職員の旧姓使用について、範囲、手続等を規定した要綱を定め職員に周知した。	— —
I-1-(1)-⑤ 国・県等の取組に関する情報の収集と提供を図ります。	地域振興・文化課	☐ 各種制度や情報の提供 ・内閣府男女共同参画局、富山県少子化対策・県民活躍課、富山県民共生センター「サンフォルテ」、富山労働局雇用均等室など、国・県等の関係機関のリンクを設定した。	—
I-1-(1)-⑥ 定期的に男女共同参画に関する市民意識調査の実施を図ります。	地域振興・文化課	☐ 男女共同参画社会に対する市民意識の調査 男女共同参画基本計画の改定や関係施策の資料とするため、定期的に男女共同参画に関する意識調査を行っている。 ・直近の調査期間：平成27年7月30日～8月21日 ・対象：射水市に居住する18歳以上の住民合計2,000人 ・回収：877人（回収率43.9%）	—

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

1 男女共同参画の理解と意識形成

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

教育活動を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた人権、男女平等教育の充実を図ります。あわせて、教職員等の指導の充実を図ります。

家庭や地域において男女共同参画意識の醸成を図るため、市民活動と生涯学習体制との連携を図りながら講座や学習活動を推進します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費														
Ⅰ－１－(2)－① 学校教育活動を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権、男女平等教育と職員研修を通じた指導の充実を図ります。	学校教育課	☐ 人権教育の推進 ・市内の全学校において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の精神を高め、一人ひとりを大切にする教育を推進した。 各学校の教育計画には人権教育を位置付け、研修や相談体制の充実を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障がい者等との交流会など、様々な体験活動を実施した。	－														
	地域振興・文化課	☐ 人権啓発活動 ・市内小中学校に人権啓発ポスター・リーフレットを配布し、人権意識の向上に努めた。	－														
Ⅰ－１－(2)－② 男女共修の技術・家庭科教育を通じて、男女共同参画の意識の醸成を図ります。	学校教育課	☐ 家庭科教育の充実 ・小中学校において、男女共修で技術分野と家庭分野の学習も履修することで、互いに支え合って生きることや、将来、家族の一員として役割を果たしながら家庭を築くことの大切さを学んだ。	－														
		☐ 社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業（職場体験活動）の実施 <table border="1"><thead><tr><th>地区</th><th>実施期間</th><th>校数</th><th>体験者数</th><th>受入事業所数</th></tr></thead><tbody><tr><td>射水</td><td>5月8日（月）～ 5月12日（金）</td><td>3</td><td>585</td><td>184</td></tr><tr><td>新湊</td><td>10月2日（月）～ 10月6日（金）</td><td>3</td><td>289</td><td>102</td></tr></tbody></table>	地区	実施期間	校数	体験者数	受入事業所数	射水	5月8日（月）～ 5月12日（金）	3	585	184	新湊	10月2日（月）～ 10月6日（金）	3	289	102
地区	実施期間	校数	体験者数	受入事業所数													
射水	5月8日（月）～ 5月12日（金）	3	585	184													
新湊	10月2日（月）～ 10月6日（金）	3	289	102													

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
I-1-(2)-③ 幼稚園、保育園、小・中学校の実情に応じた混合名簿の活用を図ります。	学校教育課 子育て支援課	☐ 混合名簿の活用 ・男女共同参画の趣旨を踏まえ、各学校の実情に応じて工夫しながら活用を図っている。 小学校 15校／15校 中学校 4校／6校（入学・卒業式生徒名簿で活用） 幼稚園 4園／4園 保育園 24園／24園 認定こども園 2園／2園	—
I-1-(2)-④ 幼稚園、保育園、学校関係職員の資質の向上を図る研修等において、人権の尊重等、男女共同参画の視点を取り入れるよう努めます。	学校教育課 地域振興・文化課	☐ 人権に関する研修 ・教師の人権意識を高めるために、県教育委員会作成の「人権教育推進のために」（人権意識チェック表）等を活用して日頃の指導を振り返り、人権教育に関する研修会に参加した。 再掲 I-1-(2)-① ☐ 男女共同参画推進委員対象DV研修会 日時：平成30年1月23日（火）午後7時～ 内容：「DVについて」 対象：男女共同参画推進委員、人権擁護委員	—
I-1-(2)-⑤ 家族のふれあいと絆を深める「家庭の日」を推奨し、家庭における男女共同参画を推進します。	子育て支援課 生涯学習・スポーツ課	☐ とやま子育て応援団 ・「とやま家族ふれあいウィーク」（「とやま県民家庭の日」（毎月第3日曜日）から始まる1週間）の期間中を中心に、18歳未満の子ども連れの家族が、協賛店を利用した場合に、応援団マークを提示することで協賛店が設定している割引や特典等の各種サービスが受けられる制度について、ガイドブックを配布、ホームページで周知した。	—
I-1-(2)-⑥ 家庭教育アドバイザーと連携した学習機会の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課	☐ 家庭教育支援講座 ・家庭教育アドバイザーを中心に家庭教育支援に携わる方及び主に小・中学校の保護者を対象とした。 ・開催回数：3回 参加人数：延べ136人 ☐ じいちゃんばあちゃんの孫育て談義 ・開催回数：5回 参加人数：135人 ☐ ライフステージに応じた課題別子育て講座 ・市内15小学校で次年度就学予定児の保護者を対象とした。 参加人数：延べ728人	25 24 —

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費																					
I-1-(2)-⑦ 自主的な学習活動拠点としてのコミュニティセンター活動を充実する上で、各世代の男女が共に企画・立案する学級・講座、サークル活動等を推進します。	生涯学習・スポーツ課	☐ 生涯学習活動の支援 コミュニティセンターにおける学級・講座等 (単位：回、人) <table><thead><tr><th>内 容</th><th>回数</th><th>延べ参加人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>青少年学級</td><td>189</td><td>6,497</td></tr><tr><td>女性学級</td><td>122</td><td>1,942</td></tr><tr><td>高齢者学級</td><td>316</td><td>8,072</td></tr><tr><td>乳幼児学級</td><td>37</td><td>384</td></tr><tr><td>生涯学習活動</td><td>344</td><td>23,421</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,008</td><td>40,316</td></tr></tbody></table>	内 容	回数	延べ参加人数	青少年学級	189	6,497	女性学級	122	1,942	高齢者学級	316	8,072	乳幼児学級	37	384	生涯学習活動	344	23,421	合計	1,008	40,316	7,290
内 容	回数	延べ参加人数																						
青少年学級	189	6,497																						
女性学級	122	1,942																						
高齢者学級	316	8,072																						
乳幼児学級	37	384																						
生涯学習活動	344	23,421																						
合計	1,008	40,316																						
I-1-(2)-⑧ 男性の家事・育児・介護等への参画を促す講座の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課	☐ 生涯学習活動事業 ・8コミュニティセンターで実施した。 (単位：回、人) <table><thead><tr><th>内 容</th><th>回数</th><th>延べ参加人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>男性料理教室</td><td>14</td><td>237</td></tr></tbody></table>	内 容	回数	延べ参加人数	男性料理教室	14	237	—															
内 容	回数	延べ参加人数																						
男性料理教室	14	237																						
	地域振興・文化課	☐ 男女共同参画巡回講座の開催 ・男女共同参画推進委員会による寸劇の上演、講師を招いての講演会の開催、健康体操教室の開催により、男女共同参画に関する意識啓発を図った。 再掲 I-1-(1)-②	—																					
I-1-(2)-⑨ 子どもの人権が尊重されるための規範となる「射水市子ども条例」を遵守し、健やかな子どもの成長を育むまちづくりを推進します。	子育て支援課	☐ 射水市子ども条例に基づく、家庭、地域、社会全体の責務の明確化と子どもの幸せと健やかな成長を育むまちづくりの推進 ・子ども施策推進委員会に対し、子どもに関する施策推進計画の進捗状況を報告した。 ・ホームページで子ども条例、子どもに関する施策推進計画の周知を図った。	—																					

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

2 男女の人権の尊重

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進

公衆に表示・提供する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼすことから、性別による固定的な役割分担や差別を連想させる表現には配慮が必要となります。また、女性の人権、青少年の健全育成の観点からも性の商品化や暴力を助長する有害図書、広告物の浄化を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
I-2-(1)-① 市の広報・出版物について、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう配慮します。	地域振興・文化課	□ 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」の活用 ・「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を庁内で共有し、性別による固定的な役割分担等、適切な表現となるよう配慮に努めている。	—
I-2-(1)-② 情報を主体的に収集・判断できる能力の育成に努めます。	学校教育課	□ メディア・リテラシーの指導 ・男女共同参画の視点で、メディアからの情報を正しく選択し、読み解く能力の育成について、市内全小中学校では、発達段階に応じて、情報や情報手段を適切に活用できるように年間指導計画を作成して情報モラルの指導に当たり、有害情報を識別、選択、判断できるよう指導に努めた。	—
I-2-(1)-③ 有害図書等自動販売機の追放運動を推進します。	学校教育課	□ 青少年の健全育成の視点での、性の商品化、暴力を助長する有害図書等の追放運動 ・県主体で行っている有害環境調査に協力し、有害図書等の撤去などを関係方面に働きかけた。	—
I-2-(1)-④ 有害広告物の撤去を図ります。	都市計画課	□ 青少年の健全育成の視点で、性の商品化、暴力を助長する違法広告物等の撤去、市内巡視の実施 ・実施回数 12回（毎月3日間） ・対象施設 国道2路線、県道17路線、市道21路線	—

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

2 男女の人権の尊重

(2) 男女間における暴力の防止

暴力を許さない社会づくりに向けた啓発を図ります。また、女性の抱えている悩みや女性の社会参画の妨げとなっている問題は多様であることから、各種相談窓口の連携・協力を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
I-2-(2)-① 配偶者等に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪であるという認識を深めるための啓発を図ります。	地域振興・文化課	☐ 配偶者等に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止についての啓発 ・市役所、各地区センターに「女性に対する暴力をなくす運動」のポスターの掲示や県作成の相談窓口等を掲載したチラシ等を配布した。	—
I-2-(2)-② 「女性に対する暴力をなくす運動」や「人権週間」を通じて、暴力根絶に向けて効果的な広報・啓発を図ります。	地域振興・文化課	☐ 配偶者等に対する暴力の防止 再掲 I-2-(2)-① ☐ 女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日から同月25日）の実施 ・市内商業施設2か所で男女共同参画推進委員が啓発チラシや啓発物品を配布した。 実施日：平成29年11月19日（日） ・男女共同参画推進委員会があいの風とやま鉄道小杉駅前（北口）広告塔に啓発用看板を設置した。 期 間：平成29年11月1日（水）～同月30日（木） ☐ 人権週間（毎年12月4日から同月10日までの1週間）の実施 ・市内2か所で人権擁護委員及び法務局、市職員で啓発物品を配布した。 実施日：平成29年12月7日（木） ・あいの風とやま鉄道小杉駅前（北口）広告塔に啓発用看板を設置した。 期 間：平成29年12月1日（金）～12月22日（金）	— 34
I-2-(2)-③ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（県計画）に基づき、県の女性相談センターをはじめ、関係機関との連携強化を図ります。	地域振興・文化課 子育て支援課	☐ 職員の研修会への参加 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する庁内体制の整備を目的とした県主催の研修会へ参加した。 ☐ 女性相談員による女性相談の実施 ・奇数月1回、偶数月2回 年間18回開催（DV相談延べ70人） ☐ 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数 延べ387件（実相談人数53人）	— 581 —

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
I-2-(2)-④ (⑤) セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を図ります。	商工企業立地課	☐ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止 ・市内事業者に対して「企業状況調査」を実施し、防止対策の有無について市ホームページで公表することでセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を図った。 ・平成29年度企業状況調査概要 調査基準日 平成30年1月1日現在 調査依頼事業所数 500事業所 回答事業所数 198事業所 (平成29年度調査結果は平成30年10月公表予定。)	37
	人事課	☐ 射水市職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 ・射水市職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱(平成17年11月1日施行)を定め、性的差別のない健全な職場環境の確保を図っている。	—
I-2-(2)-⑥ 広報・ホームページ等を活用して、各種相談窓口を周知します。	関係各課	☐ 各種相談窓口の広報 ・各種相談窓口の情報を広報に掲載(毎月1日発行) 33, 200部発行(平成30年3月発行分) ・ホームページに相談窓口を掲載	—
		☐ 無料法律相談(毎月第4木曜日) ・会場：射水市役所本庁舎 ・相談件数：65件	1,160
		☐ 人権相談 ・市内5か所：毎月1回、人権擁護委員11人 ・全国一斉特設人権相談所の開設(6月1日)	28
		☐ 子どもの悩み総合相談 ・会場：射水市子ども子育て総合支援センター ・相談日：月～金曜日(午前9時～午後5時) ・相談件数：198件	2,682
		☐ ほっとスマイル子ども相談 ・会場：子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」 ・相談日：第1水曜日(午後2時～午後5時) 第2月曜日、第3・4・5水曜日(午後3時～午後4時30分) ・相談件数：66件	5,348
		☐ 女性のための無料相談 再掲 I-2-(2)-③	(581)

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

1 女性が活躍できる社会の環境づくり

(1) 事業所等の取組への支援

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅱ－Ⅰ－(1) 従業員数300人以下の事業所に対し、一般事業主行動計画策定に向けた啓発に努めるとともに、計画策定に向けた事業主の取組への支援を行い、女性の活躍推進に向けた取組を促進します。	商工企業 立地課	☐ 一般事業主行動計画策定に向けた啓発 ・市内事業者に対して「企業状況調査」を実施し、一般事業主行動計画の策定状況を公表することで計画策定に向けた啓発を図った。 再掲 Ⅰ－2－(2)－④ (⑤)	(37)

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

1 女性が活躍できる社会の環境づくり

(2) 行政における女性の人材育成と登用の推進

市職員の資質と能力向上のための研修を推進します。また、市の政策方針決定の場（審議会、委員会等）への女性の登用をはじめ、幅広い分野からの女性の人材発掘等を図ります。

（単位：千円）

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅱ－１－(2)－① 市の審議会、委員会等の女性の登用をはじめ、幅広い分野からの女性の人材発掘等を図り、事業所等における女性の管理職登用についても啓発に努めます。	地域振興・文化課	☐ 市の政策・方針決定の場へ女性の参画拡大を目指した、数値目標の設定、女性委員の登用推進 ・市の審議会等における女性委員の登用率 31.1% （平成30年3月31日現在） ・審議会等の女性委員の登用状況を調査し、年次報告に掲載 （本編第2章 各種審議会等における女性委員の登用状況） ☐ 女性人材リストの作成及び活用 ・登録者数 6人 （平成30年3月31日現在）	—
Ⅱ－１－(2)－② 市職員の女性管理職の登用を図ります。	人事課	☐ 管理職への女性職員の登用 ・毎年、人事異動に関する希望調査（主幹以下）を行い、能力や意欲に見合う適正な人員配置を実施 ・自治大学校へ女性職員を積極的に派遣	—
Ⅱ－１－(2)－③ 市職員の能力や資質が向上するよう、研修の充実を図ります。	人事課	☐ 職員の能力や意欲を引き出し、高めるような研修の充実 ・階層別研修（新任・中堅・監督者・管理者） 227人 ・専門研修（交渉力向上・リーダー養成・手話等） 378人 ・派遣研修（県・自治大等） 11人 ・自己啓発支援（通信教育等） 10人	1,890
Ⅱ－１－(2)－④ 市職員が多様な職域を経験するような人事管理に努めます。	人事課	☐ 人事異動に関する希望調査の実施 ・ジョブローテーション、適材適所の人員配置に努めた。（職員の能力や意欲を活かし、多様な職域を経験できる人員配置を実施） 再掲 Ⅱ－１－(2)－②	—
Ⅱ－１－(2)－⑤ 社会教育団体の支援と女性リーダーの育成を図ります。	生涯学習・スポーツ課	☐ 社会教育団体の支援 ・射水市婦人会活動補助 リーダー研修会、部会研修会、家庭教育研究、機関紙発行等	655

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

1 女性が活躍できる社会の環境づくり

(3) 多様な働き方に対する支援

結婚・出産・育児等でいったん退職した女性の再就職（再チャレンジ）を支援する講座や再就職支援に関する情報の収集・提供を図ります。また、起業に関する情報や創業者支援資金融資制度等の周知を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅱ－1－(3)－① 再就職支援に関する情報の収集・提供を図ります。	商工企業 立地課	□ 情報の収集・提供 ・広報やホームページ等でワークセンター射水の周知と利用促進を図った。	－
Ⅱ－1－(3)－② 就業支援に関する講座等の開催を図ります。	商工企業 立地課	□ 就労支援に関する講座等の周知・広報 ・市役所、各地区センターにポスター、チラシを設置し県内で開催されるセミナーについての周知を図った。	－
Ⅱ－1－(3)－③ 女性労働者が多いパートタイマーの労働条件の向上を図るため、パートタイム労働法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めています。	商工企業 立地課	□ パートタイム労働法の周知 ・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、パートタイム従業員の労働条件について公表することで労働条件向上を図った。 再掲 I－2－(2)－④ (⑤)	(37)
Ⅱ－1－(3)－④ 起業に関する情報や市の創業者支援資金融資制度の周知を図ります。	商工企業 立地課	□ 起業に関する情報提供 ・ホームページに商工会議所、商工会、富山労働局等の関係機関のリンクを設定し、就業・起業に関する情報提供を図った。 ・日本政策金融公庫と連携し、創業パネル展を実施するとともに、商工団体が実施する創業塾の情報発信を市報等で行い、創業の機運醸成を図った。 □ 創業者支援融資制度 ・預託金を支出し、融資制度を実施した。 ・融資件数 11件 31,505千円	－ 25,000
Ⅱ－1－(3)－⑤ 中小企業や個人事業主（起業）で、福利厚生が行えない場合の互助制度等の支援を図ります。	商工企業 立地課	□ ゆとりライフ互助会 ・市内の中小企業・商店等で働く労働者のために、個々の事業所では十分に行えない共済事業や福利厚生事業の支援や制度の周知を図っている。 ・会員数 829人（平成30年3月31日現在）	－

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅱ－１－(3)－⑥ 短時間正社員制度等の 新しい就業形態につい ての情報の収集や提供 を図ります。	商工企業 立地課	☐ 就業支援に関する情報の収集・提供 ・パンフレット、ポスター等により周知を図った。	—

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

2 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 男女が共に参画する地域活動の推進

男女が共に地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくために地域における自治組織、PTA、ボランティア活動等への積極的な男女の参画を推進します。

地域で主体的な男女共同参画の推進を図る男女共同参画推進員の育成や自治組織、各種団体等の活動に対し、連携や情報提供等の支援を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅱ-2-(1)-① 自治組織やPTAなど、地域活動におけるリーダーとしての女性の積極的な参画を図ります。	地域振興・文化課 環境課	☐ 自治会等と連携した実践活動（巡回講座等）の実施 再掲 I-1-(1)-② ☐ クリーン作戦（環境美化）等の参加促進 ・射水市一斉クリーン作戦2017 10月15日（日） ・アダプト・プログラムの推進（道路等の清掃：里親制度） 団体数：60団体 会員数：2,263人	— —
Ⅱ-2-(1)-② ボランティア活動への参画を推進するため、情報の提供やボランティアの育成を図ります。	社会福祉協議会 (地域福祉課)	☐ ボランティア活動への参画推進 ・広報誌「福祉いみず」（年4回）やホームページにおいてボランティア情報の提供を図っているほか、射水市ボランティアセンター（社会福祉協議会本所内）で、ボランティア講座や研修会を実施した。 ・市ボランティア連絡協議会登録グループ グループ数：67 会 員 数：1,166人	2,763
Ⅱ-2-(1)-③ NPO法人の設立を支援します。	地域振興・文化課	☐ まちづくり、地域づくりに主体的に取り組むNPOへの支援 ・特定非営利活動法人設立支援補助 申請・交付 0件 NPO法人数：34法人（平成30年3月31日現在）	0
Ⅱ-2-(1)-④ 男女共同参画推進員や自治組織、各種団体等の連携や情報の提供を図ります。	地域振興・文化課	☐ 協働のまちづくり ・27の地域振興会において、地域防災力向上対策や公園の維持管理、敬老会等を実施した。 ・NPO法人やボランティア団体等の各種団体の専門性・先駆性を生かした事業の提案を公募する、公募提案型市民協働事業を実施した。（採択事業数：2事業） ・地域振興会の自由な発想を生かした事業の提案を募集する、地域提案型市民協働事業を実施した。（採択事業数：1事業） ☐ 男女共同参画推進委員会への支援 ・男女共同参画推進委員会活動補助（委員数39人、任期2年） ・条例や基本計画の普及啓発、研修会の開催 ・啓発紙「いみずのに拓く」発行（年1回） ・地域啓発事業の開催（巡回講座、子育てフェスティバル in いみずなどの事業で条例の理念や計画の概要の説明）	121,365 330

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅱ－2－(1)－⑤ 地域コミュニティの醸成と自主的な学習活動拠点としてのコミュニティセンターの充実を図ります。	地域振興・文化課	□ コミュニティセンター運営及び維持管理 (コミュニティセンター27施設)	166,336
	生涯学習・スポーツ課	□ 生涯学習活動の支援 ・生涯学習活動事業は27地域振興会へ委託 ・中央公民館は平成20年4月から指定管理へ再掲 I－1－(2)－⑦	(7,290)
Ⅱ－2－(1)－⑥ 市が主催する講演会等で、必要に応じて託児室を開設し、地域活動の参加促進を図ります。	関係各課	□ 幅広い層の地域活動への参加促進 ・市が主催する講演会等で必要に応じて託児室を設けるなど、子育て期間中の女性にとっても参加しやすいよう努めている。また、講演会等の開催日や曜日を設定する際には、できるだけ多くの市民が参加しやすいよう配慮に努めている。	—

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

2 地域社会における男女共同参画の推進

(2) 国際理解・国際交流の推進

国際化の時代にあって、異文化に対する理解と交流を図り、国際化に対応したまちづくりを推進します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅱ－2－(2)－① 小・中学校において、児童・生徒が国際理解を深める学習環境の充実に努めます。	学校教育課 未来創造課	☐ 英語のコミュニケーション能力の育成 ・中学校では、ALT（外国語指導助手）とのティームティーチング（英語科の全授業の2/3程度）を行い、より実践的な英語の育成を図った。 ・小学校では、5・6年生で、学級担任を中心として外国語指導員、小学校英語専科講師とのティームティーチングによる外国語活動を実施し、英語に触れ、外国文化に親しんだ。 ・小学校では、主に1～4年生を対象に、CIR（国際交流員）が外国の文化等を紹介する講義を実施し、国際理解を深めた。	—
Ⅱ－2－(2)－② 射水市民国際交流協会の活動の支援を図ります。	未来創造課	☐ 射水市民国際交流協会補助 ・交流事業（鑑絵体験交流、日本文化体験交流等） ・研修事業 語学講座（英語・中国語・韓国語、各言語月2回開催）、こども英会話講座、国際理解講座（フランス編、インド編） ・広報事業（会報発行、ホームページ作成、ケーブルテレビ及び市の広報でのイベント案内）	770
Ⅱ－2－(2)－③ 在住外国人が市民生活を営む上で必要な情報の提供や相談体制の整備を図ります。	未来創造課	☐ 外国語による情報の提供（翻訳情報） ・予防接種案内、健康診断案内、イベント案内、納税情報案内、行政手続案内等 ☐ 多言語生活ガイドブックによる情報提供 ガイドブック（（公財）とやま国際センター発行）、射水市行政ガイドを窓口を設置し、配布した。 ☐ 射水市ホームページの多言語対応 ☐ 在住外国人への相談体制 ・ポルトガル語困りごと・生活相談 偶数月第3月曜日 午前9時～正午 市役所1階エントランスホール及び相談室（13件） ☐ 外国人からの相談受付 ・地区センター窓口・射水市民国際交流協会・（公財）とやま国際センターと連携した。	— — — 29 —

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅱ－2－(2)－④ 在住外国人との共生に向けた安全で快適なまちづくりを関係機関と連携を図り推進します。	生活安全課	☐ 多文化共生によるまちづくりの集い ・地域住民と外国人事業者及び行政による合同パトロールを中心に、地域環境の点検、指導啓発活動並びに清掃活動を通じた意見交換交流会を実施し、相互理解を深めた。	－
Ⅱ－2－(2)－⑤ 外国語による公共表示の整備を図ります。	関係各課	☐ 外国語による公共表示 ・射水市公共サインシステム計画策定（平成20年3月） ・外国語による観光案内看板等を設置	－
Ⅱ－2－(2)－⑥ 国際社会の課題や動向の理解を促進します。	未来創造課	☐ 国際理解・交流の促進 ・射水市民国際交流協会と連携し、国際理解講座や文化体験交流会を行った。 再掲 Ⅱ－2－(2)－②	(770)

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

2 地域社会における男女共同参画の推進

(3) 防災における女性の参画拡大

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成 2 9 年度 実施概要	事業費																		
Ⅱ－2－(3)－① 地域住民による自主防災組織への女性の参画を促し、女性の視点から地域の実情に合った自主防災体制を推進します。	総務課	□ 自主防災組織の育成 ・ 市政出前講座 実施回数 2 4 回 参加人数 1 , 2 0 8 人 ・ 自主防災組織リーダー研修、災害気象講演会等（県主催） 実施回数 5 回 参加人数 7 6 人 ・ 自主防災組織率（各年 3 月 3 1 日現在） <table><tr><td>平成 2 9 年度</td><td>9 8 . 6 %</td></tr><tr><td>平成 2 8 年度</td><td>9 8 . 6 %</td></tr><tr><td>平成 2 7 年度</td><td>9 8 . 6 %</td></tr><tr><td>平成 2 6 年度</td><td>9 8 . 6 %</td></tr><tr><td>平成 2 5 年度</td><td>9 7 . 4 %</td></tr><tr><td>平成 2 4 年度</td><td>9 6 . 3 %</td></tr><tr><td>平成 2 3 年度</td><td>9 5 . 8 %</td></tr><tr><td>平成 2 2 年度</td><td>9 4 . 8 %</td></tr><tr><td>平成 2 1 年度</td><td>9 4 . 5 %</td></tr></table>	平成 2 9 年度	9 8 . 6 %	平成 2 8 年度	9 8 . 6 %	平成 2 7 年度	9 8 . 6 %	平成 2 6 年度	9 8 . 6 %	平成 2 5 年度	9 7 . 4 %	平成 2 4 年度	9 6 . 3 %	平成 2 3 年度	9 5 . 8 %	平成 2 2 年度	9 4 . 8 %	平成 2 1 年度	9 4 . 5 %	—
	平成 2 9 年度	9 8 . 6 %																			
	平成 2 8 年度	9 8 . 6 %																			
平成 2 7 年度	9 8 . 6 %																				
平成 2 6 年度	9 8 . 6 %																				
平成 2 5 年度	9 7 . 4 %																				
平成 2 4 年度	9 6 . 3 %																				
平成 2 3 年度	9 5 . 8 %																				
平成 2 2 年度	9 4 . 8 %																				
平成 2 1 年度	9 4 . 5 %																				
	消防本部	□ 婦人防火クラブ ・ 一般家庭からの火災を防止するため、婦人（女性）で組織するクラブ員が、家庭で使用する火気設備器具等の適切な使用方法を知り、防火に関する知識と初期消火の技能などの習得に努め、地域での火災予防思想の普及啓発を図っている。 ・ 市内 1 3 地域で結成、会員数 1 4 4 人 (平成 2 9 年 4 月 1 日現在) 自治会自主防災訓練・市総合防災訓練参加、住宅防火対策推進広報、防災施設見学研修、消防出初め式参加等 □ 女性消防団員（平成 2 1 年 6 月 1 日～） 3 5 人（平成 2 9 年 4 月 1 日現在） 広報、防火啓発、応急手当の普及・指導 消防出初め式、高齢者宅等訪問、射水市総合防災訓練参加等	550 <																		

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

3 雇用や就労における男女平等の推進

(1) 雇用機会均等の普及促進

男女平等な就労・雇用環境の整備に向けて、関係機関と連携を図り、就業に関する情報の収集・提供と「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の関係法令の広報・啓発を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅱ－3－(1)－① 国・県等の関係機関と連携し、就業に関する情報の収集と提供を図ります。	商工企業 立地課	☐ 関係機関との連携 ・ハローワーク、富山労働局、富山県、商工会議所、商工会と連携し、就業・研修等の情報の収集と提供を図った。 ・射水市雇用対策推進協議会においてインターネット企業ガイド、合同企業説明会及び学生企業訪問支援事業（いみず企業見学バスツアー）を実施した。	850
Ⅱ－3－(1)－② 男女の均等な機会と待遇の確保を図るため、広報・啓発を通じて、男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めています。	商工企業 立地課	☐ 男女雇用機会均等法の周知、理解への取組 ・パンフレット、ポスター等により周知を図った。	－
Ⅱ－3－(1)－③ 市として、仕事と家庭の両立支援のための特定事業主行動計画を推進します。	人事課	☐ 市役所における仕事と育児の両立に向けた職員プログラムの推進 ・男性職員の子育て目的の休暇取得率 84.6% ・男性職員の子育て目的の休暇の5日以上取得率 7.7% ・育児休業取得率 男性 15.4% 女性 100%	－
Ⅱ－3－(1)－④ 県の男女共同参画チーフ・オフィサー制度の普及啓発を図ります。	地域振興・ 文化課	☐ チーフ・オフィサー設置事業の普及啓発 ・男女共同参画巡回講座等を通じて、県制度の普及啓発を図った。	－

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

3 雇用や就労における男女平等の推進

(2) 農林水産業・商工自営業等における女性の参画促進

農林水産業や商工自営業者等に対し、男女共同参画意識の普及と意思決定の場への参画促進、労働条件改善等の啓発に努めます。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅱ－3－(2)－① 家族経営協定の周知と締結の促進を図ります。	農林水産課	☐ 家族経営協定の普及啓発 家族経営協定は、家族経営に関わる経営主や配偶者・後継者が意欲とやり甲斐を持って経営に参画できるよう、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、十分な話し合いにより取り決めるものであり、今後もその普及啓発を図っていく。 ・家族経営協定締結数：0件（締結累計：5件）	—
Ⅱ－3－(2)－② 農村女性グループ育成支援を図ります。	農林水産課	☐ 農村女性グループへの支援 農村女性グループが実施する野菜や加工品等の生産・販売（農産物直売所、イベント）に関する活動費等の支援を図っている。	244
Ⅱ－3－(2)－③ 農業の担い手となる女性農業者の育成を図ります。	農林水産課	☐ 女性の農業経営への参画 市担い手連絡協議会では、地域営農の生産を担う農業者（女性含む）の育成を図るため、情報の交換や研修会等の自主的活動を通じて農業振興に取り組んでいる。 ・会員数：71人（うち、女性14人）	450
	農業委員会事務局	☐ 農業者年金加入促進 認定農業者、担い手連絡協議会等の研修会を通じて、農業者年金の趣旨、制度広報を図っている。 （農業委員会・農業協同組合と市との連携による加入推進を実施） ・農業者年金加入推進者 33人（うち、女性4人）	—

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

1 仕事と生活の調和のとれた社会の形成

(1) 偏った労働慣行の変革

長時間勤務等の偏った勤務形態を前提とする労働慣行を見直し、育児や介護と両立しつつ能力を十分に発揮したい女性の活躍を促します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅲ－１－(1)－① 男女が共に育児・介護 休暇の取得と職場復帰 しやすい環境整備を図 るため、育児・介護休業 法の周知に努めるとと もに、理解と法の遵守 を求めています。	商工企業 立地課	□ 育児・介護休業法の周知、理解への取組 ・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、育児・介護休暇の取 得状況を公表することで制度の周知・啓発を図った。 再掲 I－２－(2)－④ (⑤)	(37)
Ⅲ－１－(1)－② 男女が仕事と家庭の両 立ができるよう、労働 時間の短縮等、労働基 準法の周知に努めると ともに、理解と法の遵 守を求めています。	人事課 商工企業 立地課	□ 市の取組 ・リフレッシュデー（ノー残業デー）の実施（毎週水曜日） 有給休暇取得率 35.8%（平成29年実績） ・育児短時間勤務制度の導入（平成20年1月） ・子の看護休暇の取得可能日数の拡大（平成22年6月） ・短期介護休暇の新設（平成22年6月） ・子の看護休暇の取得の対象となる子の範囲の拡大（平成24年4 月） □ 労働時間短縮等の周知、理解への取組 ・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、労働時間削減につい ての取組状況を公表することで労働時間短縮等の啓発を図った。 再掲 I－２－(2)－④ (⑤)	－ (37)
Ⅲ－１－(1)－③ 育児・介護休暇制度の 周知と両立支援に関す る広報啓発を図りま す。	商工企業 立地課	□ 育児・介護休暇制度の周知等 ・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、育児・介護休暇の取得 状況を公表することで制度の周知・啓発を図った。 再掲 I－２－(2)－④ (⑤)	(37)

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

1 仕事と生活の調和のとれた社会の形成

(2) 仕事と生活の調和のとれた社会の推進

一人ひとりが充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活等でも自分らしく生きることができるよう啓発していきます。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅲ－１－(2)－① 子育てや親の介護など 個人の置かれた状況に 応じて、多様で柔軟な 働き方が選択できる社 会を求めています。	商工企業 立地課	□ 国が提案する働き方改革の実現に向けた情報提供 ・パンフレット・チラシの設置により情報提供を図った。	－
Ⅲ－１－(2)－② 健康で豊かな生活のため の時間が確保できる よう、働き方の見直し を促します。	商工企業 立地課	□ 国が提案する働き方改革の実現に向けた情報提供 ・パンフレット・チラシの設置により情報提供を図った。	－

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

2 家庭生活と社会活動の両立支援

(1) 子育て支援体制の充実

家庭生活と社会活動の両立支援を、子ども・子育て支援事業計画に基づく保育サービスや地域における子育て支援サービスの施策体系を踏まえ推進します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅲ－２－(1)－① 延長保育や一時預かり等、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供を図ります。	子育て支援課	□ 延長保育 ・ 1 時間（午後 7 時まで） 公立 10 / 13 園 私立 3 / 11 園 ・ 2 時間（午後 8 時まで） 私立 8 / 11 園 認定こども園 2 / 2 園	—
		□ 休日保育 私立 6 / 11 園 認定こども園 2 / 2 園 ・ 一時預かり 公立 2 / 13 園 私立 5 / 11 園 認定こども園 1 / 2 園	—
		□ 病児・病後児保育 公立 1 / 13 園 私立 8 / 11 園 認定こども園 2 / 2 園	—
		□ 地域型保育施設 事業所型 1 / 1 園	—
Ⅲ－２－(1)－② 放課後児童クラブやファミリーサポート等、学童期に入っても安心して子育てができる支援体制を図ります。	子育て支援課	□ ファミリーサポートセンター事業 子育てと仕事の両立を支援するため、協力会員・依頼会員・両方会員に登録し地域の子育て機能を活用した相互援助活動を支援した。 ・ 依頼会員 400 人 ・ 協力会員 145 人 ・ 両方会員 21 人 ・ 活動件数 946 件	2,800
	生涯学習・スポーツ課	□ 幼稚園預かり保育事業 子育て支援として保育時間以外の延長保育を実施した。 公立 2 / 2 園 私立 3 / 3 園 □ 放課後児童健全育成事業 保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童の放課後対策の実施 ・ 放課後児童クラブ 21 学級で実施した。 ・ 登録児童数 912 人	90,637
	子育て支援課	□ 子育て支援センター、つどいの広場事業 子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能を充実させた。 ・ 一般型：公立 1 か所 私立 7 か所 ・ 連携型：私立 1 か所	—

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費										
	生涯学習・スポーツ課	☐ 放課後子ども教室推進事業 市内15の小学校区において放課後や週末の安全・安心な子どもたちの居場所を設け、地域の方々を指導者としてスポーツや伝承遊び等の体験活動や地域の交流活動を推進した。 ・サークル数 39サークル 実施回数 535回 参加人数 延べ8,256人 指導者 延べ1,769人	5,783										
	生涯学習・スポーツ課	☐ 土曜学習推進事業 子どもたちが豊かで有意義な土曜日を過ごすことができるよう、地域・学校の参画を得て、土曜日ならではの様々な活動を行った。 ・サークル数 6サークル 実施回数 68回 参加人数 延べ978人 指導者 延べ247人 ・児童館活動（8児童館及び2児童室（地域振興会）） 年間利用者数 71,655人	483										
Ⅲ－2－(1)－③ 子育て支援に関する総合的な情報提供を図ります。	子育て支援課	☐ 射水市子育てガイド、ホームページを活用した情報発信 ・「子育てガイド」3,500部発行 ・「いみず子育て情報 ちゃいる.com」発行 平成29年9月 2,500部、平成30年2月 2,500部 ・子育てホームページ「いみず子育て情報ちゃいる.com」での情報発信 ・「ちゃいる.comテレビ」として、毎月第1週の月～日曜日で乳幼児健康診査日程やイベント情報などをケーブルテレビにて提供 ・メールマガジンの定期配信（毎月1回）	－										
Ⅲ－2－(1)－④ 育児不安軽減のための相談体制の充実を図ります。	保健センター	☐ 育児相談等の実施 ・実施回数 307回 ・実施会場 保健センター、子ども子育て総合支援センター 子ども子育て総合支援センター内に、母子総合相談室、子ども発達相談室、幼児ことばの教室を開設し、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目のない相談・支援を実施した。<table><tr><th>項 目</th><th>延べ参加人数（人）</th></tr><tr><td>育児相談</td><td>1,450</td></tr><tr><td>母乳相談</td><td>70</td></tr><tr><td>栄養相談</td><td>170</td></tr><tr><td>離乳食実習</td><td>177</td></tr></table> ☐ 産後ケア（日帰り型・宿泊型）の実施 産後4か月未満で体調不良や育児不安のある産婦に、助産師が産後の身体と心のケア、赤ちゃんのお世話の相談を実施した。 ・利用件数（日帰り型） 1件	項 目	延べ参加人数（人）	育児相談	1,450	母乳相談	70	栄養相談	170	離乳食実習	177	2,145
項 目	延べ参加人数（人）												
育児相談	1,450												
母乳相談	70												
栄養相談	170												
離乳食実習	177												

6

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅲ－２－(1)－⑤ 子育て体験や父親の育児参加を促すパパ・ママ教室を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図ります。	保健センター	☐ もうすぐパパ・ママ教室 妊娠中の両親を対象として、母子保健制度の説明、妊娠期の栄養指導、調理実習、沐浴指導、オムツや着替えの仕方、妊娠擬似体験等を実施した。 ・年9回開催 参加数128組（延べ258人）	121
Ⅲ－２－(1)－⑥ 多様な幼児教育・保育ニーズに対応するため、幼児教育・保育環境の整備を図ります。	子育て支援課	☐ 市立保育園の民営化 新湊保育園と新湊西部保育園を統合した、認定こども園を運営する民間事業者を募集・決定した。	－

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

2 家庭生活と社会活動の両立支援

(2) 介護支援体制の充実

育児・介護休業法の周知に努めるとともに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく、在宅サービス支援の施策体系を踏まえ、介護支援体制の充実を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要		事業費																																							
Ⅲ－2－(2)－① 育児・介護休業制度等の周知と両立支援に関する広報・啓発を図ります。	商工企業 立地課	☐ 育児・介護休業法の周知 ・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、育児・介護休暇の取得状況を公表することで制度の周知・啓発を図った。 再掲 I－2－(2)－④ (⑤)		(37)																																							
Ⅲ－2－(2)－② 在宅高齢者等の介護者の負担の軽減を図るため、介護サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等）の充実を図ります。	地域福祉課	☐ 在宅福祉対策 (単位：人)																																									
		<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>利用実績</th></tr><tr><td colspan="2">ミドルステイ事業</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">ホームヘルプサービス事業</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="2">寝具丸洗い乾燥サービス事業</td><td>延べ124</td></tr><tr><td colspan="2">徘徊高齢者等家族支援サービス事業</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="2">おむつ支給事業</td><td>577</td></tr><tr><td colspan="2">在宅要介護高齢者福祉金支給事業</td><td>418</td></tr><tr><td colspan="2">家族介護慰労事業</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="2">緊急通報装置設置事業</td><td>180</td></tr><tr><td>外出支援</td><td>高齢者タクシー利用券</td><td>259</td></tr><tr><td>サービス事業</td><td>移送サービス</td><td>延べ1,321</td></tr><tr><td colspan="2">在宅福祉介護手当</td><td>457</td></tr><tr><td colspan="2">高齢者住宅改善支援事業</td><td>2</td></tr></table>		項 目		利用実績	ミドルステイ事業		4	ホームヘルプサービス事業		1	寝具丸洗い乾燥サービス事業		延べ124	徘徊高齢者等家族支援サービス事業		1	おむつ支給事業		577	在宅要介護高齢者福祉金支給事業		418	家族介護慰労事業		1	緊急通報装置設置事業		180	外出支援	高齢者タクシー利用券	259	サービス事業	移送サービス	延べ1,321	在宅福祉介護手当		457	高齢者住宅改善支援事業		2	
		項 目		利用実績																																							
		ミドルステイ事業		4																																							
		ホームヘルプサービス事業		1																																							
		寝具丸洗い乾燥サービス事業		延べ124																																							
		徘徊高齢者等家族支援サービス事業		1																																							
		おむつ支給事業		577																																							
		在宅要介護高齢者福祉金支給事業		418																																							
		家族介護慰労事業		1																																							
		緊急通報装置設置事業		180																																							
		外出支援	高齢者タクシー利用券	259																																							
		サービス事業	移送サービス	延べ1,321																																							
		在宅福祉介護手当		457																																							
		高齢者住宅改善支援事業		2																																							
☐ ひとり暮らし高齢者等訪問給食サービス ・利用者数 274人 年間9,087食																																											

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費												
Ⅲ－２－(2)－③ 高齢者の総合相談支援や地域との関係機関との連携による包括的・継続的なケア体制を推進します。	地域福祉課	□ 地域包括支援センター（委託5か所） 介護予防の拠点として、介護予防マネジメント、総合相談、権利擁護等の支援を図った。 <table><tr><th>地 区 名</th><th>設 置 場 所</th></tr><tr><td>新 湊 西 地 域</td><td>特別養護老人ホーム「射水万葉苑」内</td></tr><tr><td>新 湊 東 地 域</td><td>特別養護老人ホーム「七美ことぶき苑」内</td></tr><tr><td>小 杉 ・ 下 地 域</td><td>特別養護老人ホーム「大江苑」内</td></tr><tr><td>小 杉 南 地 域</td><td>特別養護老人ホーム「太閤の杜」内</td></tr><tr><td>大門・大島地域</td><td>特別養護老人ホーム「こぶし園」内</td></tr></table> ・相談件数 9,039件 うち 虐待に関すること 108件 成年後見・権利擁護に関すること 129件 ・二次予防事業対象者通所型介護予防事業 運動、栄養・口腔、認知の計10コース 延べ1,721人 ・高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催	地 区 名	設 置 場 所	新 湊 西 地 域	特別養護老人ホーム「射水万葉苑」内	新 湊 東 地 域	特別養護老人ホーム「七美ことぶき苑」内	小 杉 ・ 下 地 域	特別養護老人ホーム「大江苑」内	小 杉 南 地 域	特別養護老人ホーム「太閤の杜」内	大門・大島地域	特別養護老人ホーム「こぶし園」内	101,435
地 区 名	設 置 場 所														
新 湊 西 地 域	特別養護老人ホーム「射水万葉苑」内														
新 湊 東 地 域	特別養護老人ホーム「七美ことぶき苑」内														
小 杉 ・ 下 地 域	特別養護老人ホーム「大江苑」内														
小 杉 南 地 域	特別養護老人ホーム「太閤の杜」内														
大門・大島地域	特別養護老人ホーム「こぶし園」内														
Ⅲ－２－(2)－④ 地域包括支援センターの機能強化と地域包括ケアシステムの取組を推進します。	地域福祉課	□ 地域包括支援センター機能強化 体制強化職員の加配、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターの配置等人員体制の強化を図るとともに職員の資質向上に向けた研修会を行っている。 □ 地域支え合いネットワーク事業 高齢になっても支援が必要な状態となっても安心して住み慣れた地域で生活できるよう、地域での支え合い体制を構築する。 ・支え合い事業実施地域 10地域	(101,435) 6,241												

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

2 家庭生活と社会活動の両立支援

(3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と養育される子どもの健全な成長のため、相談体制や自立支援の取組を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅲ－2－(3)－① ひとり親家庭の自立と安定した生活が送れるように、情報の提供と母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	☐ 母子・父子自立支援員の配置 1人 母子家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行うとともに職業能力の向上や求職活動に関する支援を実施した。 ・相談件数 母子相談 延べ558件 父子相談 延べ 14件 その他 524件	2,666
		☐ 母子家庭等自立支援給付事業 母子家庭等の母の経済的な自立に効果的な資格取得期間中の安定した就業環境の提供、就業機会創出等を支援した。 ・高等職業訓練促進給付金支給者 2人 ・高等職業訓練修了支援給付金支給者 0人 ・自立支援教育訓練給付金支給者 0人	2,400
Ⅲ－2－(3)－② 経済的な負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給や就学等の援助を図ります。	子育て支援課	☐ 児童扶養手当の支給 離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童が育成される家庭や、父又は母が身体などに重度の障がいがある家庭、父母に代わって児童を養育している方に対し、児童扶養手当を支給した。 ・受給者数 543人（平成29年12月支給時）	236,007
		☐ ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭の母又は父と養育者の児童に対し、保険適用となる医療費の自己負担分を助成することで、ひとり親家庭等の健康の向上と生活の安定を図った。 ・助成件数 18,320人	59,273
		☐ 母子家庭等小口資金貸付金（12万円限度/年） ・貸付者数 3人	360
	学校教育課	☐ 射水市母子寡婦福祉連合会補助 ・会員数 109人	285
		☐ 要保護・準要保護児童就学の援助 経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、給食費等を助成した。 ・小学校 就学援助者数（410人） ・中学校 就学援助者数（246人）	43,944

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

3 生涯を通じた健康づくり

(1) 生涯を通じた心身の健康支援

乳幼児から高齢者まで、全ての人が主体的に健康管理できる支援や生涯スポーツの推進を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費															
Ⅲ－3－(1)－① 健康に関する市民講演会の開催やケーブルテレビを活用した「保健センターだより」の放映など、健康づくりの啓発・推進を図ります。	保健センター	☐ 健康づくりの啓発・推進 ・健康づくりボランティアのつどい 日 時：平成29年4月24日（月） 会 場：アイザック小杉文化ホールラポール 参加人数：312人 内 容：テーマ「脳を活性化する臨床美術の考え方」 ・「ぱくぱくクッキング」作成 4回製作、その他ケーブルテレビで健康づくり情報を発信	2,220															
		☐ 地域啓発活動の推進（健康づくり推進員） ・健康づくり育成事業（単位：回、人） <table><tr><th>項 目</th><th>開催回数</th><th>延べ参加者数</th></tr><tr><td>栄養教室</td><td>11</td><td>122</td></tr><tr><td>ヘルスボランティア養成講座</td><td>12</td><td>256</td></tr><tr><td>食生活改善推進員研修会</td><td>11</td><td>591</td></tr><tr><td>ヘルスボランティア研修会</td><td>6</td><td>559</td></tr></table>	項 目	開催回数	延べ参加者数	栄養教室	11	122	ヘルスボランティア養成講座	12	256	食生活改善推進員研修会	11	591	ヘルスボランティア研修会	6	559	656
		項 目	開催回数	延べ参加者数														
		栄養教室	11	122														
		ヘルスボランティア養成講座	12	256														
食生活改善推進員研修会	11	591																
ヘルスボランティア研修会	6	559																
・健康づくり推進員活動（単位：回、人） <table><tr><th>項 目</th><th>開催回数</th><th>延べ参加者数</th></tr><tr><td>食生活改善推進活動</td><td>1,023</td><td>9,870</td></tr><tr><td>ヘルスボランティア活動</td><td>1,368</td><td>36,807</td></tr></table>	項 目	開催回数	延べ参加者数	食生活改善推進活動	1,023	9,870	ヘルスボランティア活動	1,368	36,807									
項 目	開催回数	延べ参加者数																
食生活改善推進活動	1,023	9,870																
ヘルスボランティア活動	1,368	36,807																
☐ 健康手帳の交付 自らの健康管理と適切な医療を確保するため、健（検）診結果等の記録手帳を交付して健康づくりを推進した。 ・平成29年度から交付なし（ダウンロード方式に変更のため）																		
			—															

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費																											
Ⅲ－3－(1)－② 未熟児対象の相談会を実施するなど、乳幼児の健康診査、教室を通じて心身ともに健やかな成長を支援します。	保健センター	☐ 母子保健事業の充実 (単位：回、人) <table><tr><th>項 目</th><th>実施回数</th><th>受診者 (参加) 数</th></tr><tr><td>妊婦一般健康診査</td><td>－</td><td>7, 9 5 1</td></tr><tr><td>乳児一般健康診査</td><td>－</td><td>1, 1 1 1</td></tr><tr><td>新生児訪問指導</td><td>－</td><td>4 7 7</td></tr><tr><td>未熟児訪問指導</td><td>－</td><td>1 1 7</td></tr><tr><td>育児相談等 (育児・母親・栄養相談・離乳食講習)</td><td>3 0 7</td><td>1, 3 0 3</td></tr><tr><td>地域育児教室</td><td>1 1</td><td>9 7</td></tr><tr><td>要観察児相談・教室</td><td>6 8</td><td>3 1 7</td></tr><tr><td>未熟児フォローアップ相談</td><td>8</td><td>8 0</td></tr></table>	項 目	実施回数	受診者 (参加) 数	妊婦一般健康診査	－	7, 9 5 1	乳児一般健康診査	－	1, 1 1 1	新生児訪問指導	－	4 7 7	未熟児訪問指導	－	1 1 7	育児相談等 (育児・母親・栄養相談・離乳食講習)	3 0 7	1, 3 0 3	地域育児教室	1 1	9 7	要観察児相談・教室	6 8	3 1 7	未熟児フォローアップ相談	8	8 0	68,979
		項 目	実施回数	受診者 (参加) 数																										
妊婦一般健康診査	－	7, 9 5 1																												
乳児一般健康診査	－	1, 1 1 1																												
新生児訪問指導	－	4 7 7																												
未熟児訪問指導	－	1 1 7																												
育児相談等 (育児・母親・栄養相談・離乳食講習)	3 0 7	1, 3 0 3																												
地域育児教室	1 1	9 7																												
要観察児相談・教室	6 8	3 1 7																												
未熟児フォローアップ相談	8	8 0																												
		☐ 乳幼児健康診査 (単位：回、人) <table><tr><th>項 目</th><th>3か月児</th><th>1歳6か月児</th><th>3歳6か月児</th></tr><tr><td>実施回数</td><td>2 4</td><td>2 4</td><td>2 4</td></tr><tr><td>受診者数</td><td>6 5 0</td><td>7 5 6</td><td>7 4 3</td></tr></table>	項 目	3か月児	1歳6か月児	3歳6か月児	実施回数	2 4	2 4	2 4	受診者数	6 5 0	7 5 6	7 4 3	6,378															
項 目	3か月児	1歳6か月児	3歳6か月児																											
実施回数	2 4	2 4	2 4																											
受診者数	6 5 0	7 5 6	7 4 3																											
Ⅲ－3－(1)－③ 児童・生徒の発達段階に応じた性教育や性感染症、HIV／エイズ等、正しい知識の周知と防止対策を推進します。	保健センター	☐ 性感染症などの周知と防止対策推進 性感染症やHIV（ヒト免疫不全ウイルス）/AIDS（後天性免疫不全症候群）の正しい知識と予防の普及・啓発に関するパンフレット・チラシ等を保健センター窓口で随時配布した。 ＜参 考＞ 高岡厚生センター射水支所 <table><tr><th>項 目</th><th>電話相談</th><th>面接相談 (含結果告知)</th><th>検査件数</th></tr><tr><td>性感染症・クラミジア抗体検査</td><td>0</td><td>5 9</td><td>2 9</td></tr><tr><td>エイズ検査</td><td>3</td><td>8 9</td><td>4 1</td></tr></table>	項 目	電話相談	面接相談 (含結果告知)	検査件数	性感染症・クラミジア抗体検査	0	5 9	2 9	エイズ検査	3	8 9	4 1	－															
	項 目	電話相談	面接相談 (含結果告知)	検査件数																										
性感染症・クラミジア抗体検査	0	5 9	2 9																											
エイズ検査	3	8 9	4 1																											
	学校教育課	☐ 発達（成長）段階に応じた性教育の実施 学級活動、小学校の体育科（保健分野）、中学校の保健体育科（保健分野）の学習で発達段階に応じて性に関する教育を行った。養護教諭とのチームティーチングによる学習を進めるなどして、児童生徒に正しい知識を身に付け、男女は人間として平等であり、相互に人格を尊重しながら生活すべきことを指導した。 ☐ 性病予防、薬物乱用防止パンフレットの配布	－																											

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費															
Ⅲ－３－(1)－④ 健康的な食生活習慣の確立や生活習慣病予防を重視した健康診査、各種がん検診、健康教室、健康相談の充実を図ります。	保健センター 保険年金課	☐ 健康教育の推進 (単位：回、人) <table><tr><th>項 目</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>骨粗しょう症予防の健康教育</td><td>8</td><td>536</td></tr><tr><td>病態別の健康教育</td><td>54</td><td>1,700</td></tr><tr><td>身体すっきり教室</td><td>10</td><td>285</td></tr><tr><td>その他の健康教育（一般等）</td><td>24</td><td>273</td></tr></table>	項 目	回数	参加者数	骨粗しょう症予防の健康教育	8	536	病態別の健康教育	54	1,700	身体すっきり教室	10	285	その他の健康教育（一般等）	24	273	637
		項 目	回数	参加者数														
		骨粗しょう症予防の健康教育	8	536														
		病態別の健康教育	54	1,700														
		身体すっきり教室	10	285														
その他の健康教育（一般等）	24	273																
☐ 健康相談の推進 (単位：回、人) <table><tr><th>項 目</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>総合相談（窓口相談等）</td><td>39</td><td>95</td></tr><tr><td>病態別健康相談</td><td>11</td><td>25</td></tr><tr><td>糖尿病相談</td><td>5</td><td>6</td></tr></table>	項 目	回数	参加者数	総合相談（窓口相談等）	39	95	病態別健康相談	11	25	糖尿病相談	5	6	171					
項 目	回数	参加者数																
総合相談（窓口相談等）	39	95																
病態別健康相談	11	25																
糖尿病相談	5	6																
☐ 健康診査の推進 (単位：人) <table><tr><th>項 目</th><th>受診者数</th></tr><tr><td>特定健康診査：40～74歳</td><td>6,732</td></tr><tr><td>後期高齢者の健康診査：75歳以上</td><td>4,930</td></tr><tr><td>一般健康診査：40歳以上</td><td>22</td></tr><tr><td>肝炎ウイルス検診：40歳以上</td><td>315</td></tr><tr><td>骨粗しょう症検診： 40、45、50、55、60歳節目年齢女性</td><td>536</td></tr><tr><td>歯周疾患検診： 40、50、60、70歳節目年齢者</td><td>399</td></tr></table>	項 目	受診者数	特定健康診査：40～74歳	6,732	後期高齢者の健康診査：75歳以上	4,930	一般健康診査：40歳以上	22	肝炎ウイルス検診：40歳以上	315	骨粗しょう症検診： 40、45、50、55、60歳節目年齢女性	536	歯周疾患検診： 40、50、60、70歳節目年齢者	399	116,108			
項 目	受診者数																	
特定健康診査：40～74歳	6,732																	
後期高齢者の健康診査：75歳以上	4,930																	
一般健康診査：40歳以上	22																	
肝炎ウイルス検診：40歳以上	315																	
骨粗しょう症検診： 40、45、50、55、60歳節目年齢女性	536																	
歯周疾患検診： 40、50、60、70歳節目年齢者	399																	
☐ 訪問指導の推進 健康診査の要指導や健康問題を抱えた家族等を対象に、保健師・栄養士が訪問指導を行い、健康の保持・増進を図った。 ・要指導者等 58人	53																	

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費																							
	保健センター	□ がん検診の推進 (単位：％、人) <table><thead><tr><th>項 目</th><th>受診率</th><th>受診者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>胃</td><td>19.5 (男 18.1、女 20.4)</td><td>4,918 (男 1,752、女 3,166)</td></tr><tr><td>大腸</td><td>28.9 (男 27.9、女 29.5)</td><td>7,796 (男 2,872、女 4,924)</td></tr><tr><td>肺・結核</td><td>31.6 (男 30.0、女 32.5)</td><td>9,522 (男 3,432、女 6,090)</td></tr><tr><td>子宮</td><td>32.8</td><td>6,629</td></tr><tr><td>乳房</td><td>30.1</td><td>5,723</td></tr></tbody></table> ・前立腺がん検診 879人 ・ヘリカルCT肺がん検診 207人 ※子育て中の母親が子宮がん検診を受診しやすいよう託児付きママ検診を実施している。(年6回)	項 目	受診率	受診者数	胃	19.5 (男 18.1、女 20.4)	4,918 (男 1,752、女 3,166)	大腸	28.9 (男 27.9、女 29.5)	7,796 (男 2,872、女 4,924)	肺・結核	31.6 (男 30.0、女 32.5)	9,522 (男 3,432、女 6,090)	子宮	32.8	6,629	乳房	30.1	5,723	144,954					
	項 目	受診率	受診者数																							
	胃	19.5 (男 18.1、女 20.4)	4,918 (男 1,752、女 3,166)																							
	大腸	28.9 (男 27.9、女 29.5)	7,796 (男 2,872、女 4,924)																							
肺・結核	31.6 (男 30.0、女 32.5)	9,522 (男 3,432、女 6,090)																								
子宮	32.8	6,629																								
乳房	30.1	5,723																								
保健センター 保険年金課	□ こころの健康づくり 自殺対策を緊急に強化するため、個々のニーズに応じたきめこまかな相談支援等を実施 (単位：回、人) <table><thead><tr><th>項 目</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>こころの健康相談</td><td>24</td><td>37</td></tr><tr><td>人材育成 ボランティア研修</td><td>2</td><td>50</td></tr><tr><td>訪問指導</td><td>0</td><td>0</td></tr></tbody></table> □ 特定保健指導の実施 特定健康診査の結果より保健師・栄養士が保健指導、栄養指導を行った。 (単位：回、人) <table><thead><tr><th>項 目</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>メタボいつでも相談</td><td>随時</td><td>165</td></tr><tr><td>ウエストすっきりプラン</td><td></td><td>24</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>48</td></tr></tbody></table>	項 目	回数	参加者数	こころの健康相談	24	37	人材育成 ボランティア研修	2	50	訪問指導	0	0	項 目	回数	参加者数	メタボいつでも相談	随時	165	ウエストすっきりプラン		24	その他		48	296 2,145
項 目	回数	参加者数																								
こころの健康相談	24	37																								
人材育成 ボランティア研修	2	50																								
訪問指導	0	0																								
項 目	回数	参加者数																								
メタボいつでも相談	随時	165																								
ウエストすっきりプラン		24																								
その他		48																								
Ⅲ－3－(1)－⑤ 飲酒、喫煙等の健康被害等の正しい情報の提供や受動喫煙防止を推進します。	保健センター	□ 健康被害に対する情報提供や受動喫煙防止 ・健康教育や健康相談等で個別に生活習慣改善指導を実施した。 再掲 Ⅲ－3－(1)－④	(3,006)																							

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費																					
Ⅲ－３－(1)－⑥ 総合型地域スポーツクラブの支援をはじめ、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめる多様なスポーツ実践活動を推進します。	生涯学習・スポーツ課	☐ 総合型地域スポーツクラブの支援 市内5つの総合型地域スポーツクラブの自主運営に向け活動の支援を図っている。 (単位：人) <table><tr><th>名</th><th>称</th><th>会員数</th></tr><tr><td>NPO法人カモンスポーツクラブ</td><td>1, 380</td></tr><tr><td>NPO法人こすぎ総合型スポーツクラブきらり</td><td>1, 457</td></tr><tr><td>NPO法人だいもんスポーツクラブ</td><td>347</td></tr><tr><td>NPO法人おおしまスポーツクラブ</td><td>1, 298</td></tr><tr><td>NPO法人しもむらスポーツクラブまいけ</td><td>287</td></tr></table>	名	称	会員数	NPO法人カモンスポーツクラブ	1, 380	NPO法人こすぎ総合型スポーツクラブきらり	1, 457	NPO法人だいもんスポーツクラブ	347	NPO法人おおしまスポーツクラブ	1, 298	NPO法人しもむらスポーツクラブまいけ	287	－								
		名	称	会員数																				
		NPO法人カモンスポーツクラブ	1, 380																					
NPO法人こすぎ総合型スポーツクラブきらり	1, 457																							
NPO法人だいもんスポーツクラブ	347																							
NPO法人おおしまスポーツクラブ	1, 298																							
NPO法人しもむらスポーツクラブまいけ	287																							
☐ 地域スポーツ活動の環境整備（学校開放事業） (単位：人) <table><tr><th colspan="2">項</th><th>目</th><th>施設数</th><th>利用人数（延べ）</th></tr><tr><td rowspan="2">小学校</td><td colspan="2">体育館</td><td>14</td><td>63, 204</td></tr><tr><td colspan="2">夜間照明グラウンド</td><td>11</td><td>33, 036</td></tr><tr><td rowspan="2">中学校</td><td colspan="2">体育館</td><td>6</td><td>35, 405</td></tr><tr><td colspan="2">夜間照明グラウンド</td><td>3</td><td>4, 594</td></tr></table>	項		目	施設数	利用人数（延べ）	小学校	体育館		14	63, 204	夜間照明グラウンド		11	33, 036	中学校	体育館		6	35, 405	夜間照明グラウンド		3	4, 594	5,435
項		目	施設数	利用人数（延べ）																				
小学校	体育館		14	63, 204																				
	夜間照明グラウンド		11	33, 036																				
中学校	体育館		6	35, 405																				
	夜間照明グラウンド		3	4, 594																				
		☐ スポーツ指導者の育成 スポーツ活動の推進及び市民に対するスポーツの実技指導を行うためのスポーツ推進委員を113人委嘱した。	3,699																					

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

3 生涯を通じた健康づくり

(2) 母性保護と健康支援

女性はライフサイクルを通じて男性と異なった健康上の問題に直面することから、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する施策を推進します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅲ－3－(2)－① 女性の思春期、妊娠、出産期、育児期、更年期、高齢期等に応じた健康づくりの支援を図ります。	保健センター	☐ 女性の身体的変化に応じた健康づくりの支援 ・妊娠届出者へ母子健康手帳を交付し、妊産期からの「食育」をはじめとする保健・栄養指導を実施した。 ・母子健康手帳交付件数 629件	233
Ⅲ－3－(2)－② 妊産婦の健康診査や妊娠、出産に伴う心身の健康上の問題に対する支援と職場や地域への啓発を図ります。	保健センター	☐ 母子保健事業 再掲 Ⅲ－3－(1)－②	(68,979)
		☐ もうすぐパパ・ママ教室 再掲 Ⅲ－2－(1)－⑤	(121)
		☐ 母子保健推進員活動の推進 妊産婦や乳幼児の家庭を訪問し、子育て情報を提供するなど、地域ぐるみで育児支援を図っている。 ・射水市母子保健推進員 94人 家庭訪問活動 1,151件 事業協力 139人 地区活動 178人	617
		☐ 健康診査の推進 再掲 Ⅲ－3－(1)－②	(68,979)
Ⅲ－3－(2)－③ 不妊に関する一次的な健康相談、専門機関の紹介や不妊治療に要する経済的な支援を図ります。	保健センター	☐ 不妊治療等の推進 ・不妊治療に要する費用を1年度に30万円を限度として支給した。 ・不妊治療助成費件数 320件 ・不育治療助成費件数 6件	30,983
Ⅲ－3－(2)－④ 女性のがんの罹患率第1位である乳がんについて、がん検診の受診率の向上を図り、早期発見に努めます。	保健センター	☐ がん検診の推進 再掲 Ⅲ－3－(1)－④	(144,954)

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
Ⅲ－3－(2)－⑤ 女性の抱える悩みに対 する相談体制の充実を 図ります。	保健センター	☐ 相談・支援の実施 子ども子育て総合支援センター内に、母子総合相談室、子ども発達 相談室、幼児ことばの教室を開設し、妊娠・出産・子育て期にわた り、切れ目のない相談・支援を実施した。 再掲 Ⅲ－2－(1)－④	(2,145)

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

3 生涯を通じた健康づくり

(3) 高齢者や障がいのある人等の社会参画に対する支援

高齢者が長い間に培ってきた豊かな知識と経験を生かし、単に支えられる立場でなく、他の世代と共に社会を支える役割を担い、自立していきいきと安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。また、障がいのある人も同様に社会に参画する支援を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費																		
Ⅲ－3－(3)－① 高齢者の健康や介護予防、生きがい対策等の施策を推進します。	保健センター	□ 元気高齢者支援事業 (単位：回、人) <table><thead><tr><th>項 目</th><th>回 数</th><th>延べ参加人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>高齢者健康教育</td><td>73</td><td>2,565</td></tr><tr><td>高齢者健康相談</td><td>157</td><td>388</td></tr><tr><td>高齢者地域サロン</td><td>29</td><td>687</td></tr></tbody></table>	項 目	回 数	延べ参加人数	高齢者健康教育	73	2,565	高齢者健康相談	157	388	高齢者地域サロン	29	687	—						
	項 目	回 数	延べ参加人数																		
	高齢者健康教育	73	2,565																		
高齢者健康相談	157	388																			
高齢者地域サロン	29	687																			
	地域福祉課	□ 一般介護予防事業 うつ・閉じこもり支援、運動器の機能向上などの支援のため、通所型の介護予防教室を開催するなど、介護予防の普及を図った。 (単位：回、人) <table><thead><tr><th>項 目</th><th>回数</th><th>延べ参加人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>通所型介護予防事業（運動器の機能向上、うつ・閉じこもり予防等）</td><td>219</td><td>4,477</td></tr><tr><td>介護予防サポーター研修 (2回1コース)</td><td>1</td><td>102</td></tr><tr><td>介護予防地域啓発活動</td><td>56</td><td>1,393</td></tr><tr><td>きららか射水100歳体操出前講座</td><td>59</td><td>1,400</td></tr><tr><td>きららか射水100歳体操定着支援</td><td colspan="2">実参加者 96グループ 1,872人</td></tr></tbody></table> ・地域ふれあいサロン運営事業 188団体 ・地域ふれあい介護予防事業 ・新湊中央ふれあいサロン 46回 ・塚原コミュニティセンター 47回 □ 介護予防人材育成事業 ・認知症サポーター養成講座 42回 延べ1,487人	項 目	回数	延べ参加人数	通所型介護予防事業（運動器の機能向上、うつ・閉じこもり予防等）	219	4,477	介護予防サポーター研修 (2回1コース)	1	102	介護予防地域啓発活動	56	1,393	きららか射水100歳体操出前講座	59	1,400	きららか射水100歳体操定着支援	実参加者 96グループ 1,872人		35,054
項 目	回数	延べ参加人数																			
通所型介護予防事業（運動器の機能向上、うつ・閉じこもり予防等）	219	4,477																			
介護予防サポーター研修 (2回1コース)	1	102																			
介護予防地域啓発活動	56	1,393																			
きららか射水100歳体操出前講座	59	1,400																			
きららか射水100歳体操定着支援	実参加者 96グループ 1,872人																				
		□ 高齢・者生きがい対策事業 ・老人クラブ運営補助 単位老人クラブ数 150 会員 12,845人 ・ふれあいサロン運営事業（4か所） 年間延利用者数 13,924人 ・ふれあい健康農園運営事業 183区画 ・節目祝事業（100歳祝 23人）、教養教室等	470																		
			28,532																		

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

[illegible]

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	平成29年度 実施概要	事業費
		☐ 自立支援給付費 ・介護給付費（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障がい者等包括支援等） 延べ706人 ・上記以外の介護給付費等 延べ8,956人	1,568,840
Ⅲ－３－(3)－⑥ 高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人々が、安全で快適な日常生活を送ることができるように、公共的施設等の利用上の障壁の除去や円滑な移動環境の整備（バリアフリー化）を図ります。	社会福祉課	☐ 公共施設等のバリアフリー ・公共施設等のバリアフリー化を促進し、障がいの有無に関わらず、全ての市民が生活しやすいまちづくりを目指す。 ・視覚障がい者用点字ブロック整備事業	1,296

第2次射水市男女共同参画基本計画に関する指標・目標一覧

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

課 題	指 標	基準値 (H27 年度)	現状値 (H29 年度)	目標値 (H33 年度)
1 男女共同参画の理解と意識形成	男女の地位の平等感	家庭 31.1% 職場 23.5% 慣習等 9.2%	— ※	家庭 43% 職場 24% 慣習等 21%
	生涯学習講座の年間延べ受講者数	36,765 人	40,316 人	43,000 人
	「自分には、よいところがあると思う」児童・生徒の割合	小学校 79.2% 中学校 79.0%	小学校 83.2% 中学校 77.4%	100%
2 男女の人権の尊重	DV被害にあった際に相談しなかった割合	67.7%	— ※	50%
	DV被害にあった際、どこに相談したらよいかわからなかった人の割合	—	— ※	0

※平成29年度は「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施していないため、算出できない。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

課 題	指 標	基準値 (H27 年度)	現状値 (H29 年度)	目標値 (H33 年度)
1 女性が活躍できる 社会の環境づくり	審議会等における女性委員の登用率	34.1%	31.1%	37.5%
	女性委員のいない審議会等数	1	4	0
	管理職にある職員に占める女性の割合	20.7%	6.8%	20%
	女性人材リスト登録者数	—	6 人	50 人
2 地域社会における 男女共同参画の推進	自主防災組織の組織率	98.6%	98.6%	100%
	NPO法人認証数	34 団体	34 団体	45 団体
	福祉ボランティア団体所属数	99 団体	99 団体	100 団体
	アダプト・プログラム参加団体数	61 団体	60 団体	70 団体
	女性消防団員数	39 人	35 人	40 人

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

課 題	指 標	基準値 (H27 年度)	現状値 (H29 年度)	目標値 (H33 年度)
3 雇用や就労における男女平等の推進	新規採用職員に占める女性割合	62.0%	71.0%	40.0%
	ゆとりライフ互助会加入者数	862 人	829 人	900 人
	女性の農業経営への参画	72 人 (女性 15 人)	71 人 (女性 14 人)	70 人 (女性 15 人)

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

課 題	指 標	基準値 (H27 年度)	現状値 (H29 年度)	目標値 (H33 年度)
1 仕事と生活の調和 のとれた社会の形成	一般事業主行動計画策定率	—	76.2%	100%
	職員一人あたりの年次休暇取得数	6.4 日	7.2 日	12 日
2 家庭生活と社会活動の両立支援	延長保育、休日保育実施保育園数	延長保育 23 園 休日保育 8 園	延長保育 23 園 休日保育 8 園	延長保育 24 園 休日保育 10 園
	放課後児童クラブ（学童保育）数	20 クラブ	21 クラブ	22 クラブ
	住民型サービス提供団体数	—	10 団体	27 団体
	父親の育児参加率	88.5%	90.2%	100%
3 生涯を通じた健康づくり	総合型地域スポーツクラブの会員加入率	4.4%	5.1%	5%
	子宮がん、乳がん検診の受診率	乳がん 32.7% 子宮がん 34.3%	乳がん 30.1% 子宮がん 32.8%	乳がん 50% 子宮がん 50%
	健康な高齢者の割合	81.5%	82.9%	85%

■ 射水市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策等（第9条―第16条）

第3章 射水市男女共同参画審議会（第17条・第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

射水市は、豊かな自然や長い歴史と輝かしい文化に恵まれた、誇りと希望にあふれるまちである。

ここに、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性豊かでいきいきと暮らす活気と輝きに満ちた男女共同参画社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害する行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、自立した個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 固定的な役割分担意識等に基づく制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならないこと。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市又は事業者等が行う政策又は方針の立案及び決定に対等な立場で参画できる機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活において役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。

(5) 男女が、互いの性を理解し、特に女性の妊娠、出産等に関する特性について配慮するとともに、生涯を通じて健康な生活ができる環境が整えられること。

(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、本市の地域特性として在住外国人との相互理解や交流を深め、その推進は国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念（前文及び第3条に定める男女共同参画の推進についての基本理念をいう。以下同じ。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体、市民及び事業者等と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる社会の分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、その事業に従事する者の活動と家庭生活における活動の両立が可能となるよう環境整備に努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、男女間において、身体的、精神的、性的又は経済的暴力行為その他の暴力行為を行ってはならない。

(公衆に向けて情報を発信する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報については、性別による固定的な役割分担意識、差別及び暴力を連想させ、又は助長させる表現若しくは過度の性的な表現を行わないように配慮しなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な推進施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第17条に規定する射水市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

（市民及び事業者等の理解を深めるための措置）

第10条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動を行うとともに、あらゆる機会を通じて情報を提供するように努めるものとする。

（調査研究）

第11条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

（自主的な推進活動に対する支援）

第12条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成の推進に資する自主的な活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（報告）

第13条 市は、男女共同参画推進施策の実施状況について、毎年、これを公表するものとする。

（男女共同参画推進員）

第14条 市は、市民による主体的な男女共同参画の推進を図るため、射水市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を置くものとする。

2 推進員は、地域において基本計画の周知を図るとともに、地域における男女共同参画を推進するため必要な啓発活動を行うものとする。

（拠点施設の設置）

第15条 市は、男女共同参画社会の形成を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

（苦情及び相談への対応）

第16条 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者等から苦情があった場合は、その処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に誠実に対応し、関係機関と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

第3章 射水市男女共同参画審議会

（射水市男女共同参画審議会）

第17条 基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査及び審議するため射水市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第18条 審議会は、委員15名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画社会の形成の推進に関して見識を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

（委任）

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に策定されている基本計画は、第9条の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

■ 射水市男女共同参画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市男女共同参画推進条例（平成18年射水市条例第65号。）第17条に規定する射水市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、審議会に諮り、会議を非公開にすることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市民生活部地域振興・文化課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

■ 射水市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 射水市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、射水市男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、教育長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に付すべき事項の調整並びに調査及び検討を図るため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事長は、市民生活部次長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて、幹事長が招集する。
- 5 幹事会は、必要に応じて、関係職員で構成するワーキンググループを置くことができる。
- 6 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、地域振興・文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第17号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第26号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓令第5号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第13号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日訓令第3号)

この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月２４日訓令第５号）

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日訓令第１４号）

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年１０月７日訓令第２６号）

この訓令は、平成２８年１０月１１日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日訓令第９号）

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

議会事務局長、企画管理部長、財務管理部長、市民生活部長、福祉保健部長、産業経済部長、都市整備部長、上下水道部長、市民病院事務局長、消防長、会計管理者、監査委員事務局長

別表２（第５条関係）

企画管理部	政策推進課長 人事課長 未来創造課長
財務管理部	総務課長
市民生活部	市民課長 生活安全課長 環境課長
福祉保健部	地域福祉課長 社会福祉課長 保険年金課長 子育て支援課長 保健センター所長
産業経済部	商工企業立地課長 農林水産課長
都市整備部	都市計画課長 道路課長 建築住宅課長
教育委員会	学校教育課長 生涯学習・スポーツ課長

射水市市民生活部地域振興・文化課
協働・男女参画係

〒939-0294 射水市新開発410番地1

TEL 0766-51-6622

FAX 0766-51-6654

<http://www.city.imizu.toyama.jp/>